

尾張旭市監査公表第27号

令和元年7月1日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した公の施設の指定管理者監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

新池交流館（市民生活部市民活動課）

監査の指摘事項	措置状況
新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。	指摘事項については、新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書を遵守し、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導します。